

表V-3 オオタカ保護対策上重視される「営巣中心域」と「高利用域」の内容

●営巣中心域	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・広義の営巣地として一体的に取り扱われるべき区域。 【主として営巣木とその周辺の森林および隣接する農地等が該当し、オオタカ生息地内のコア(核)となるエリア。】
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営巣木及び古巣の位置 ・交尾場所 ・求愛期から産卵に至るまで(概ね2月中旬から4月中旬)の雌雄の鳴き交わり ・営巣期(造巣～巣立ちまで、概ね3月～7月)の壻(ねぐら)のとまり場所 ・営巣期の監視のためのとまり場所 ・巣に対する防衛行動が頻繁に見られる場所 ・巣外育雛期(巣立ち後1ヶ月程度)に幼鳥が利用する場所 ・営巣期及び巣外育雛期の給餌物の解体場所(食痕の位置) ・営巣木・古巣を含む営巣可能な樹種や森林構造からなるひとまとまりの林分
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の主要な利用箇所を確認し、これらを含む範囲を囲い特定する。 ・主として踏査、一部定点調査により把握する。
各種開発行為等の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、工場、鉄塔などの建造物、リゾート施設及び道路建設等の開発行為は基本的に回避する必要がある。 ・林業の実施に当たっては、営巣木の周囲50m以内は、営巣の障害となる木やつる類以外は伐採しないようにするとともに、作業道の設置も控える。その周囲では、非繁殖期の幼鳥が独立した後(9～12月)において択伐や小面積(1ha以下)の伐採、下草刈りは可能。ただし、巣が複数ある場合は、それぞれの営巣木の分断を避ける。農業に関しては、特に平地部における農用林(雑木林)にも営巣木が存在している場合があり、これらの樹林地の保全強化に努めるほか、農地や農業水路の一部が営巣中心域に含まれる場合は、工事を伴う基盤整備については十分な配慮を行う。 ・営巣期における人の立ち入りは、生息に支障をきたすおそれがあるため配慮するものとする。
規模の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも12～36ha。 【最新巣を含め、少なくとも3カ所の営巣木(古巣位置)を含む。ただし、現存する営巣木の数が2カ所以下の場合はその限りではない。仮に単純な円形で想定した場合は、巣を中心とした半径200～350m程度の範囲。】 ・既存の営巣地情報を用いて、各種開発行為の計画に対し事前に回避する場合は、安全率を考慮して最新巣を中心とした半径400m内を目安に「推定営巣中心域」とする。
●高利用域	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖期(概ね1～8月)の採餌場所、主要な飛行ルート、主要な旋回場所、主要なとまり場所等を含む繁殖期に利用度の高い区域で、各種開発行為により繁殖活動に悪影響がおよぶおそれのある地域。 【主として採餌場所としての樹林地や農地、水辺地等が該当し、オオタカ生息地内のバッファ(緩衝地帯)的なエリア。】
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・採餌行動確認場所(ハンティング・エリア) ・主要な飛行ルート ・主要な旋回場所 ・主要なとまり場所
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000以上の地形図に一辺250m程度のメッシュを設定し、95%行動圏の平均出現頻度以上の該当メッシュを囲んだ地域を特定する。 ・主として定点調査(行動圏調査)により把握する。
各種開発行為等の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、住宅地、工場、リゾート施設等の開発行為に際しては、餌生物の減少及び都市鳥(カラス、ムクドリなど)への依存率増加を極力抑制するほか、採餌場所の消失、分断化、自然環境の単純化に注意し、自然共生型の事業とするように努める。 ・林業の実施に当たっては、餌資源の少ない大規模人工林において、間伐などの育林作業を実施するほか、適度な小面積(1～5ha)の伐採を行い、林齢構成の平準化を促進するとともに、林相転換による地域の潜在的な天然性樹林を積極的に導入する。農業に関しては、農地の畦畔木、草地や溜め池がオオタカの採餌環境にとって重要な存在であるため、自然共生型の事業を導入しこれらの保全を図るとともに、農村における樹林地・農地・水辺地の連続性が保たれるように努める。
規模の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・巣あるいは営巣木群から1.0～1.5km程度以内。 【餌生物の量や採餌場所の位置、地形などによって規模は異なり、また単純な円形にはなっていないが、面積にして概ね300～700ha程度以内が該当する。】 ・既存の営巣地情報を用いて、各種開発行為の計画に対し事前に配慮する場合は、安全率を考慮して最新巣を中心とした半径1.5km内を目安に「推定高利用域」とする。